

田原市お試し移住支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき市への定住・移住の促進を図るとともに、本市におけるデジタルの活用の促進に資するため、市内の宿泊施設を利用して田原市でお試し移住を行う者に対し、田原市お試し移住支援補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、田原市補助金交付要綱（昭和51年4月1日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 新たに本市の区域内に住所を定めること（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定により市長に届け出たものに限る。）をいう。
- (2) お試し移住 住居や生活環境の確認、就職活動、オフィスの設置及び転移の検討等、本市への移住の検討を目的とし、市内宿泊施設に連続する2泊以上滞在することをいう。
- (3) テレワーク 情報通信技術等を活用し、普段仕事を行う事務所、事業所等以外の場所において仕事をすることをいう。
- (4) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿泊所営業に係る施設をいう。ただし、江比間野外活動センターは除く。
- (5) 申請者 お試し移住を行う者（同行者がいる場合はその代表者）で、補助金の申請を行う者をいう。
- (6) 同行者 申請者が属する世帯の世帯員のうち、田原市への移住を検討する者で、申請者とともにお試し移住を行う者のことをいう。
- (7) 対象者 補助金交付の対象となる申請者及び同行者をいう。
- (8) 利用期間 対象者がお試し移住を行う連続する2泊以上13泊以内の期間をいう。

(交付対象者)

第3条 対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付の申請時点において、本市が備える住民基本台帳に記録されておらず、かつ、本市への移住を検討している者であること。
- (2) 本市への移住の原因が婚姻、転勤、進学等でないこと。
- (3) 補助金を利用する目的が観光、帰省、出張、通学等でないこと。
- (4) 補助金交付申請の日において、申請者の年齢が18歳以上であること。
- (5) お試し移住の実施前及び実施後に、別に定めるアンケートに回答し、市へ提出すること。
- (6) お試し移住の利用期間中及び利用期間後において、本市が実施する定住・移住

促進に関する調査及び広報事業に協力することができること。

(7) 田原市暴力団排除条例（平成23年田原市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(8) これまでにこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(9) その他田原市が不相当と認めた者でないこと。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の対象経費等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 宿泊費補助金

ア 利用期間中において対象者に市内でテレワークを行う者を含む場合

補助対象経費	対象者が市内の宿泊施設に素泊りする場合の費用（夕食、朝食等の飲食に係る料金、サービス料金、消費税及び地方消費税及び入湯税は含まない。） なお、申請者の2親等以内の親族が所有する住宅等に宿泊できる場合は補助対象としない。
補助率等	(1) 補助率 1/2以内 (2) 補助額 1人1泊当たり上限4,000円（100円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てる。）
補助限度額等	(1) 補助限度額 1世帯6万円 (2) 補助限度宿泊数 連続する13泊分
その他	(1) 自己都合による取消において発生するキャンセル料は全額自己負担とする（キャンセル料は宿泊施設の規定による。）。 (2) 国・県等の旅行代金などに係る補助金と併用する場合は、同補助額を差し引いた額を補助対象経費とする。

イ 利用期間中において対象者に市内でテレワークを行う者を含めない場合

補助対象経費	対象者が市内の宿泊施設に素泊りする場合の費用（夕食、朝食等の飲食に係る料金、サービス料金、消費税及び地方消費税及び入湯税は含まない。） なお、申請者の2親等以内の親族が所有する住宅等に宿泊できる場合は補助対象としない。
補助率等	(1) 補助率 1/3以内 (2) 補助額 1人1泊当たり上限3,000円（100円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てる。）
補助限度額等	(1) 補助限度額 1世帯5万円 (2) 補助限度宿泊数 連続する13泊分
その他	(1) 自己都合による取消において発生するキャンセル料は全額自己負担とする（キャンセル料は宿泊施設の規定による。）。 (2) 国・県等の旅行代金に係る補助金と併用する場合は、同補助額を差し引いた額を補助対象経費とする。

(2) レンタカー借上料補助金

補助対象経費	対象者が市内のレンタカー事業者から借り上げるレンタカーに係る費用（燃料費、消費税及び地方消費税は含まない。）
補助率等	(1) 補助率 1 / 2 以内 (2) 補助額 24時間当たり上限3,000円（100円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てる。）
補助限度台数等	(1) 補助限度台数 1世帯1台 (2) 補助限度時間数 312時間（13日）分
その他	(1) 自己都合による取消において発生するキャンセル料は全額自己負担とする（キャンセル料はレンタカー事業者の規定による。）。 (2) 国・県等の旅行代金に係る補助金と併用する場合は、同補助額を差し引いた額を補助対象経費とする。

(認定申請)

第5条 申請者は、田原市お試し移住支援補助金認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、お試し移住開始日の7日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(1) 田原市お試し移住事前アンケート（様式第2号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(認定及び認定通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、田原市お試し移住支援補助金認定通知書（様式第3号）により、適当でないとき、田原市お試し移住支援補助金不認定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の認定をした場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(変更認定申請)

第7条 前条第1項の規定による補助金の認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、第5条の規定による申請の内容について変更し、又は中止しようとするときは、速やかに田原市お試し移住支援補助金変更等認定申請書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、認定を受けた額の2割を超えない減額及び軽微な変更については、この限りでない。

(変更認定及び変更認定通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、田原市お試し移住支援補助金変更等認定通知書（様式第6号）により認定者に通知するものとする。

(交付申請)

第9条 認定者は、利用期間の終了した日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、田原市お試し移住支援補助金交付申

請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊に要した費用が分かる宿泊施設の利用明細書及び領収書等の写し
- (2) レンタカーの借上げに要した費用が分かる利用明細書及び領収書等の写し
- (3) 田原市お試し移住事後アンケート（様式第8号）
- (4) 田原市お試し移住支援補助金請求書（様式第9号）
- (5) 対象者の本人確認書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類
（交付決定及び交付決定通知）

第10条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、田原市お試し移住支援補助金交付決定通知書（様式第10号）により、適当でないとき、田原市お試し移住支援補助金不交付決定通知書（様式第11号）により、認定者に通知するものとする。

2 補助金の額は、前項に規定する交付の決定をもって確定したものとみなす。
（交付）

第11条 市長は、前条第1項により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に補助金を交付するものとする。
（交付決定の取消し及び返還）

第12条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が特別な理由があると認めたとき。

（遅延利息）

第13条 交付決定者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第14条 この要綱及び田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年6月30日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条及び第13条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年4月25日から施行する。